

成田市子育て世帯訪問支援事業登録事業者募集要項

1 業務内容等

(1) 業務の名称

成田市子育て世帯訪問支援事業

(2) 業務の概要

家庭の養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、家事や育児等に不安又は負担感を抱える保護者、妊産婦、ヤングケアラー等がいる世帯（以下「子育て世帯」という。）に対し、受託者の訪問支援員が訪問し、子育て世帯が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、食事の準備、掃除、買い物の代行などの家事支援や、保育所等の送迎支援、一時的な保育等の育児支援を行う。

(3) 業務の仕様

別紙「成田市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書」参照

(4) 登録期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

2 応募資格

次の要件を全て満たす事業者とする。

(1) 次のいずれかに該当する事業者

- ア. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（訪問系サービスに限る。）を受けている事業者
- イ. 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定を受けている事業者
- ウ. 子育て世帯に対する居宅訪問型の家事支援又は育児支援の事業実績があり、事業開始から1年以上の当該派遣実績がある事業者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない事業者

(3) 成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない事業者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき又は更生再生手続開始の申立てがなされている場合は、更

生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている事業者

- (5) 成田市暴力団排除条例（平成24年6月21日条例第39号）に基づく入札参加除外の措置を受けておらず、また同要領別表に掲げる措置要件に該当しない事業者
- (6) 利用者の派遣要望に応えることができるスタッフ（派遣ヘルパー）を有するなど、本事業の適切な運営が確保できる事業者
- (7) 本事業に係る契約書、仕様書及び関係法令等を遵守できる事業者

3 委託料

委託料は、単価契約（実績払）とし、訪問支援費、交通費等及び事務費・管理費とする。

- (1) 訪問支援費 訪問支援員が利用者の居宅等において支援に従事した時間につき、1時間当たり3,300円とする。
- (2) 交通費等 訪問支援員が利用者の居宅等において支援に従事した件数につき、2,000円とする。
※1日の利用が複数の場合は、それぞれを1件とする。
- (3) 事務費・管理費 1か月当たり47,000円（ただし、月に1件以上の利用がある月のみ）
- (4) キャンセル料の取扱いについて
利用者から訪問支援員派遣予定日の前日午後5時までに、派遣日変更等の連絡がなく、訪問支援員が利用者宅を訪問する前にキャンセルが確認できた場合は3,300円を、利用者宅を訪問したにも関わらず業務を履行することができなかった場合は5,300円を支払う。
- (5) 消費税及び地方消費税
本事業は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に掲げる第二種社会福祉事業に該当するため、消費税及び地方消費税は、非課税とする。

4 申請手続き等

(1) 募集のスケジュール

募集要項等の配布開始 令和8年2月20日（金）

※子育て支援課において書類配布を受けるか、ホームページからダウンロードすること。

応募書類の提出受付 令和8年2月20日（金）から令和8年3月6日（金）

※令和8年4月1日からの委託契約を締結する場合には、期間内に提出すること。

※子育て支援課での配布及び提出受付は、土日祝日及び年末年始を除く、午前

8時30分から午後5時15分までとする。(令和8年7月1日より、受付時間変更に伴い、午前9時から午後4時30分までとする。)

※子育て支援課まで郵送(期間内必着)又は直接持参すること。

※上記期間後に提出があった場合は、原則として、提出日の属する月の翌々月からの委託契約とする。

期間内提出事業者への審査結果の通知予定日 令和8年3月13日(金)

期間内提出事業者との委託契約締結予定日 令和8年4月1日(水)

(2) 提出書類

下記の申請書及び添付書類を1部提出すること。ただし、契約日の前年度に登録している事業者については、変更がなければ◆の書類は省略できることとする。

ア 子育て世帯訪問支援事業登録事業者申請書

イ 子育て世帯訪問支援事業登録事業者申請にかかる誓約書

ウ 事業者の概要(添付資料として、パンフレット等)

エ 定款、寄附行為又はこれに類する書類 ◆

オ 指定書の写し ◆

(注) 指定障害福祉サービス事業者又は指定居宅サービス事業者の場合

カ 子育て世帯に対する居宅訪問型の家事支援又は育児支援業務の履行実績がわかる書類(業務案内、業務報告書、他自治体との本事業に係る業務委託契約書の写し等) ◆

(注) 子育て世帯に対する居宅訪問型の家事支援又は育児支援の事業実績があり、事業開始から1年以上の当該派遣実績がある事業者の場合

キ 加入している傷害・賠償責任保険等の証書等の写し

(3) 提出先

成田市花崎町760

成田市こども未来部子育て支援課

電話：0476-20-1538

FAX：0476-24-1086

E-mail：kodomo@city.narita.chiba.jp

5 審査結果の通知等

- (1) 書類提出後に応募を辞退する場合は、子育て支援課にその旨連絡し、応募辞退届に記入押印のうえ提出すること。

- (2) 提出書類に基づく審査の結果は、書面により全応募者に通知する。なお、子育て世帯訪問支援事業登録事業者として登録することが適当であると本市が認める事業者については、契約関係書類を別途郵送するので、必要箇所に記入押印のうえ、指定の期日までに子育て支援課あてに提出すること。

6 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、その者とは契約を締結しない。

- (1) 応募資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (7) 応募に際して不正行為があった場合

7 その他

- (1) 提出書類は審査結果に関わらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限終了後、本市の責においてすべて処分するものとし、本業務以外に使用しない。
- (2) 提出書類の作成等、応募に要する費用はすべて応募者の負担とする。